トラック物流問題解決に向けた
オンライン説明会

「集中監視月間×取適法施行 特別回」

令和8年10月16日(金)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

本日のご説明内容

国土交通省

	タイトル	登壇者	時間
1	ご説明内容のご紹介	• トラック・物流Gメンアシスタント事務局	3分
2	開会のご案内 国土交通省 基調講演 ～取適法施行後のトラック・物流Gメンの対応について～	• 奈良 和美 国土交通省大臣官房審議官（物流・自動車担当）	15分
3	公正取引委員会 基調講演 ～取適法の執行連携と物流特殊指定の見直し動向～	• 稲熊 克紀 公正取引委員会官房審議官（取引適正化担当）	15分
4	特別対談 ～取引適正化の実効性向上に向けて～	• 奈良 和美 国土交通省大臣官房審議官（物流・自動車担当） • 稲熊 克紀 公正取引委員会官房審議官（取引適正化担当）	15分
		休憩	10分
5	法制度に関するQ＆A	• 小林 史典 公正取引委員会経済取引局取引部 • 石田坂 淳 公正取引委員会経済取引局取引部 • 堀田 皓一 国土交通省 物流・自動車局物流政策課 • 上中 理史 国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課	25分
6	最新トピックのご紹介	• 上中 理史 国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課	5分
7	閉会のご案内	• トラック・物流Gメンアシスタント事務局	2分

開会のご案内

国土交通省 基調講演

～取適法施行後のトラック・物流Gメンの対応について～

取適法施行後の
トラック・物流Gメンの対応について

2026年10月16日

国土交通省大臣官房審議官（物流・自動車担当）
奈良　和美

目次

01 | トラックの現状と課題
物流課題の実情をおさらい

02 | Gメン×取適法
トラック・物流Gメンの取適法にかかる活動

目次

01 | トラックの現状と課題
物流課題の実情をおさらい

02 | Gメン×取適法
トラック・物流Gメンの取適法にかかる活動

おさらい

これまで起こったこと

- 1990年のトラック規制緩和から30年余で
 事業者数1.5倍、**車両数１.3倍**、一方で、**国内荷物量は2/3**
- **荷主優勢のトラック事業者との取引関係**、**売上高物流コスト比率の逓減傾向**が定着
- ところが、**物流2024年問題**を契機として、**ドライバー不足**、これによる**輸送力不足**が顕在化
- 背景として、**ドライバーの処遇改善（賃金水準、働き方）等が他産業に比して大幅に遅れ**

これから起こること

- **トラック・物流Ｇメンの機能強化**、下請法改正等による**取引関係適正化の一層の深度化**
- **改正物流法（2024年公布）の施行**
 - 荷主規制等の強化（特定荷主への義務づけ、ＣＬＯ選任、取引書面化等）
- **トラック適正化２法の施行（2028年６月までに）**
 - トラック運送事業許可の更新制導入（5年毎）、適正原価制度の導入　　など
- **人件費**、**物価上昇**、**ＧＸ（電動化）**、**ＡＸ（自動運転）等への対応経費の増**
- **ドライバー不足等による供給力不足の進展**（**2030年には最大25%運べない試算**）

これから不可避なこと

- **ドライバー処遇改善、トラック運賃等物流費の上昇傾向の定着**【**コスト増**】

＋

- **輸送力不足に対応するための物流の無駄の削減**【**コスト減**】

→ **荷主・物流企業が持つべき共通認識**

トラックドライバーの賃上げに向けた取組

○ **トラックドライバーの賃上げ**に向けて、**トラック・物流Ｇメンによる荷主等への是正指導**や**標準的な運賃の周知・啓発**により**適正な運賃を収受できる環境を整備**することに加え、**トラック適正化２法により導入され、価格転嫁に資する「適正原価」制度の施行**に向けた準備を着実に進める。

トラック・物流Ｇメンによる荷主等への是正指導

○ **「トラック・物流Gメン」（360名体制）**は、**悪質な荷主・元請事業者に対し**、貨物自動車運送事業法に基づく**「働きかけ」**や**「要請」**等を実施しており、これまでに**約２千件の法的措置を実施**。

○ 近年の取適法改正等を契機とした**是正指導の強化**等を通じ、**処遇改善**や**取引適正化を推進**。

＜トラック・物流Gメンによるパトロール＞

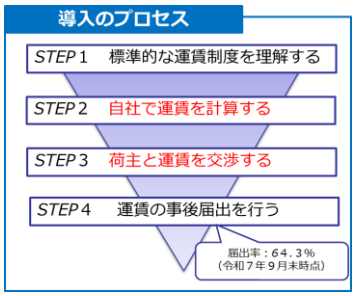


「標準的運賃」の周知・啓発

○ 一般にトラック事業者の荷主・元請事業者に対する交渉力が弱い等の事情を踏まえ、**自社の適正な運賃を算出**し、**荷主等との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標**として、国土交通省から**「標準的運賃」**を告示。

○ **トラック運送事業者や荷主等に対する周知・啓発**を実施。
⇒**標準的運賃と同水準の運賃を概ね収受できている事業者の割合は増加**
（令和３年度：35%→令和６年度：53%）

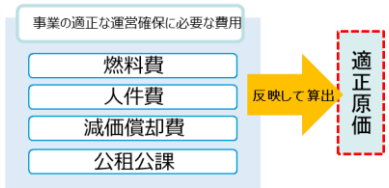
＜標準的運賃の導入プロセス＞



トラック適正化２法（議員立法）による「適正原価」制度の導入

○ 昨年６月に議員立法で成立した**トラック適正化２法**により、賃上げ原資の確保に資する**「適正原価」制度が創設**されたところであり、**円滑な施行に向けた準備**を進める。

＜「適正原価」のイメージ＞



トラック運送業における価格転嫁・賃上げの状況

○ トラック運送業は、取引関係における**荷主等の立場が強く**、**コスト上昇分の価格転嫁が難しい**状況。
○ トラックドライバーの賃上げは進んできているが、**全産業平均には及んでいない**。

トラック運送業では、調査対象３２業種中、
価格転嫁してもらえている状況が３１位（受注者の立場）
価格転嫁している状況が３２位（発注者の立場）

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング

受注者

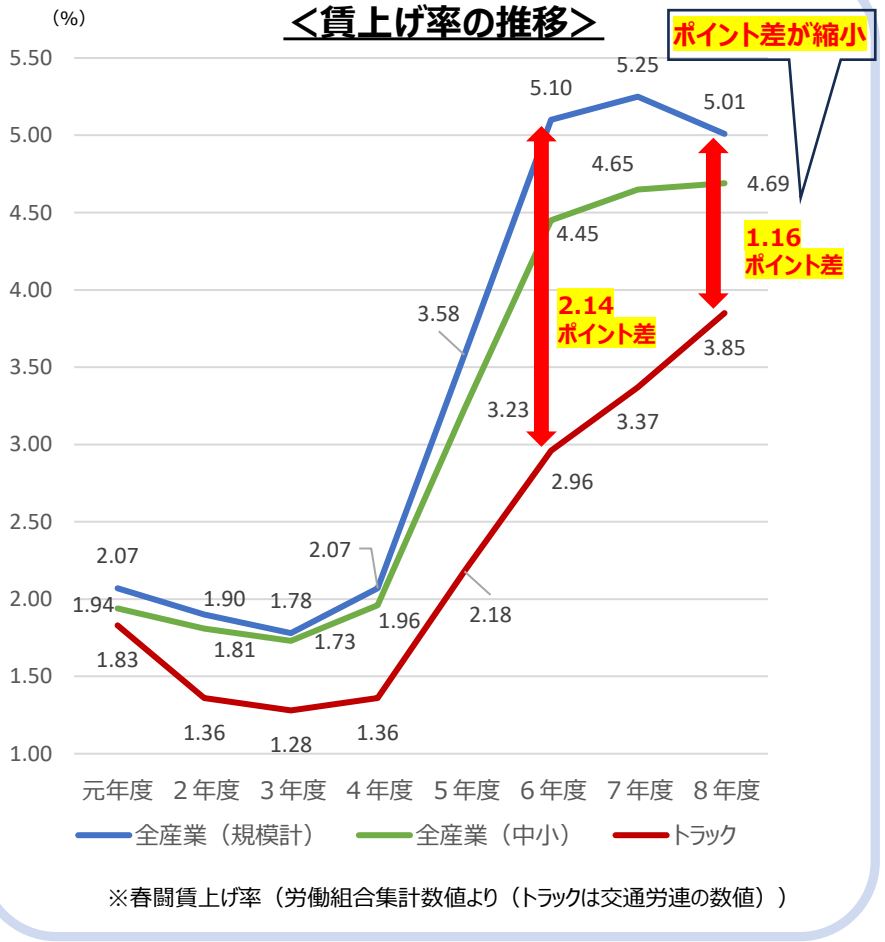
価格転嫁	コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
		原材料	エネルギー	労務費
全体	54.2%	55.7%	48.9%	50.0%
1位 化学	65.7%	72.5%	61.7%	57.1%
2位 電機・情報通信機器	64.5%	68.3%	58.2%	58.3%
3位 紙・紙加工	64.3%	68.0%	57.2%	56.5%
∫				
29位 農業・林業	38.3%	37.2%	35.0%	34.1%
30位 放送コンテンツ	38.0%	34.7%	30.3%	34.4%
31位 トラック運送	36.9%	32.2%	34.2%	33.5%
32位 金融・保険	31.4%	36.0%	12.9%	25.0%

発注者

価格転嫁	コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
		原材料	エネルギー	労務費
全体	54.2%	55.7%	48.9%	50.0%
1位 化学	65.9%	69.7%	62.4%	60.0%
2位 電機・情報通信機器	63.6%	67.7%	56.5%	56.9%
3位 造船	62.4%	64.9%	57.0%	56.9%
∫				
29位 廃棄物処理	42.0%	40.4%	39.5%	37.8%
30位 放送コンテンツ	41.4%	38.3%	33.0%	37.9%
31位 ビルメンテナンス	40.2%	36.0%	34.2%	39.9%
32位 トラック運送	34.5%	31.0%	31.4%	31.3%

中小企業庁価格交渉促進月間（2026年3月）のフォローアップ調査結果より

＜賃上げ率の推移＞



※春闘賃上げ率（労働組合集計数値より（トラックは交通労連の数値））

トラックドライバーの１運行当たりの平均拘束時間に関する調査結果

【調査概要】

○調査対象：一般貨物自動車運送事業のうち実運送を行う事業者

○調査期間：2025年11月25日から同年12月24日まで

○調査内容：2025年４月から同年８月までの通常期における代表的な１日の運行について、主に以下の項目を調査
①運転時間、②荷待ち時間、③荷役時間、④附帯作業時間、⑤点検・点呼に要した時間、⑥休憩時間

【調査結果概要】

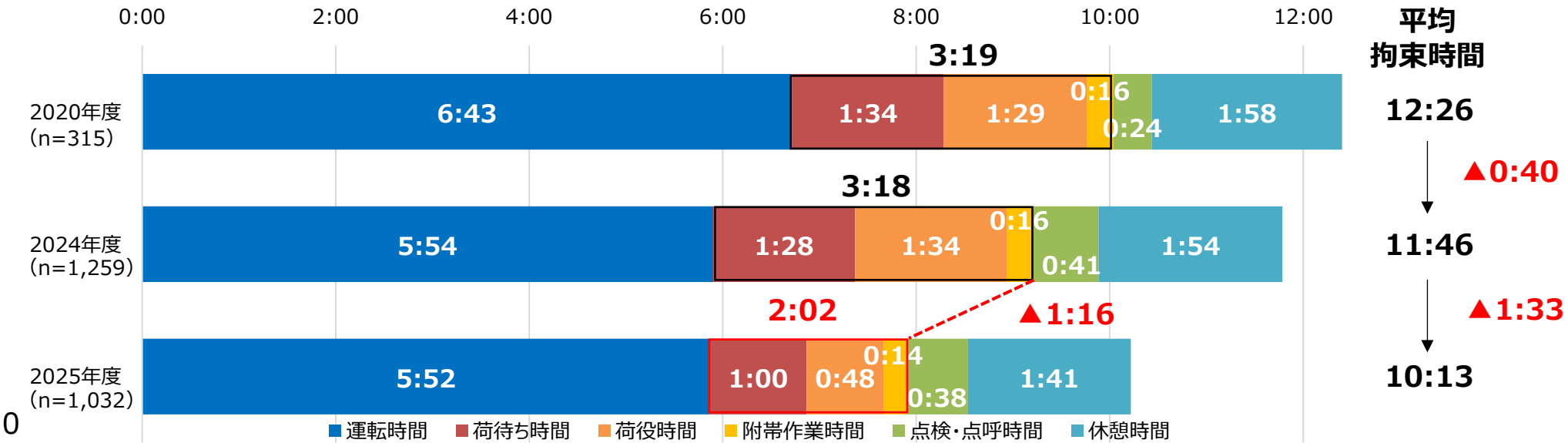
○　今回、**トラックドライバーの１運行当たりの平均拘束時間**は**10時間13分**であり、**荷待ち・荷役等時間**は**２時間２分**であった。

○　今回調査（2025年度）では、前回調査（2024年度）と比較して、運転時間は横ばいながら、平均拘束時間が**大幅に減少**した**（▲１時間33分）**。その主な要因としては、**荷待ち・荷役等が減少（▲１時間16分）**したこととなっている。

○　2025年４月から**改正物流効率化法が施行**され、荷主・物流事業者に対して、**荷待ち・荷役等時間の短縮などの努力義務**を課されており、各主体がその履行に努めていることが寄与しているものと思われる。

○　国としては、改正物流効率化法に基づく基本方針において**１運行の荷待ち・荷役等時間を２時間以内**にする目標を掲げているところ、個別には長い荷待ち・荷役等時間が発生しているケースがあることも踏まえ、**目標が安定的に達成され、さらに短縮されるよう、引き続き取り組んでいく。**

＜トラックドライバーの１運行当たりの平均拘束時間とその内訳＞



貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律
貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律　概要

○　ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34％不足
○　物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

１．許可の更新制度の導入　令和10年6月までに施行

トラック運送事業の許可について、５年ごとの更新制を導入

２．「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

（※）貨物利用運送事業者についても同様に規制
（※）適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
（※）標準的運賃については廃止

３．委託次数の制限　令和8年4月1日施行

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

４．違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施

担保

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

１．基本方針の策定　令和7年6月11日公布・即日施行

（１）体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

（２）財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

２．法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後３年以内を目途として講じる

３．物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

目次

01 | トラックの現状と課題
物流課題の実情をおさらい

02 | **Gメン×取適法**
トラック・物流Gメンの取適法にかかる活動

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

公取作成資料

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1．規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

●対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（２）手形払等の禁止

●対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（３）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

●対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

【執行の強化等】

（５）面的執行の強化

●関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

●製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
●書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
●遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
●既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

（４）従業員基準の追加【適用基準の追加】

●従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

2．振興の充実（下請中小企業振興法）

（１）多段階の事業者が連携した取組への支援

●多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（２）適用対象の追加

●①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（３）地方公共団体との連携強化

●国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（４）主務大臣による執行強化

●主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3．「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

●用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
●題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日　令和８年１月１日

下請法の改正事項の概要①

公取作成資料

運送委託の対象取引への追加【新第２条第５項、第６項関係】

改正理由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



下請法の改正事項の概要②

公取作成資料

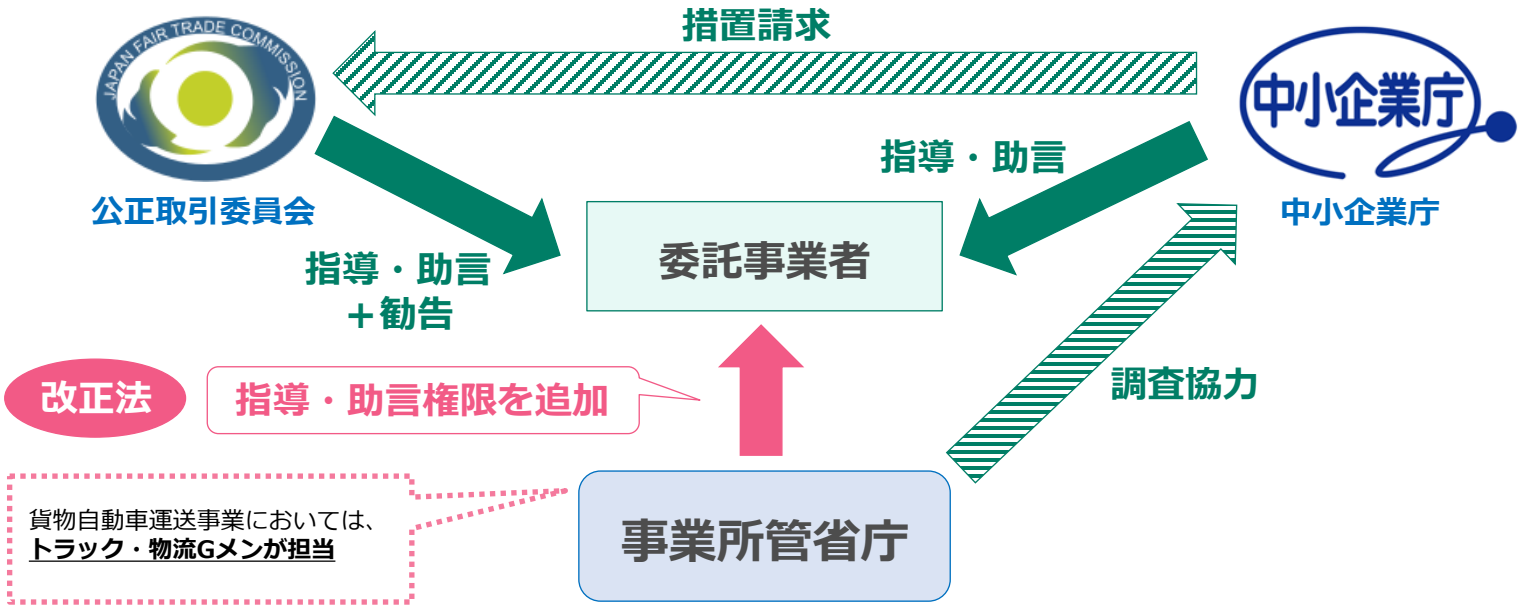
面的執行の強化【新第５条第１項第７号、第8条、第13条関係】

改 正 理 由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、**公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある**。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の**「報復措置の禁止」の対象となっていない**。

改 正 内 容

- **事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与**する。
- 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、**「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加**する。



取適法の適用対象

適用対象取引

取適法が適用されるかどうかは①取引内容 と②資本金基準又は従業員基準 から決まる

対象取引 ＝ 取引の内容 ＋ 資本金基準 又は 従業員基準

・役務提供委託（トラック・物流Gメンの対象取引は「運送」のみが該当） ・特定運送委託

委託事業者		中小受託事業者
資本金3億円超	→	資本金3億円以下（個人含む）
資本金1千万超3億円以下	→	資本金1千万円以下（個人含む）
常時使用する従業員300人超	→	常時使用する従業員300人以下（個人含む）

義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の禁止事項 が課されている

4つの義務
① 発注内容等の明示義務
② 書類等の作成・保存義務
③ 支払期日を定める義務
④ 遅延利息の支払義務

11の禁止事項		
① 受領拒否	⑤ 買いたたき	⑨ 不当な経済上の利益提供要請
② 支払遅延（手形払の禁止）	⑥ 購入・利用強制	⑩ 不当な給付内容の変更・やり直し
③ 減額	⑦ 報復措置	⑪ 協議に応じない一方的な代金決定
④ 返品	⑧ 有償支給原材料等の早期決済	

荷主（元請）とトラック事業者間の取引に関する違反（原因）行為の対応について

◆ 取適法の違反行為が疑われる荷主等の情報については通報窓口までお寄せいただきたい。

＜通報窓口：国土交通省ＨＰ＞

自動車:荷主等の違反原因行為・無許可経営等原因行為の通報窓口について - 国土交通省

◆ トラック法の違反原因行為と取適法の違反行為の対応については以下の表のとおり。

	貨物自動車運送事業法		中小受託取引適正化法
違反行為種別	長時間の荷待ち	**カテゴリーⅠ**	不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し
	契約にない附帯業務		不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し
	運賃・料金の不当な据え置き		買いたたき、協議に応じない一方的な代金決定
	無理な運送依頼	運送契約の書面交付の非協力	発注内容等を明示する義務
		契約にない荷積み、荷卸し	買いたたき、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し、協議に応じない一方的な代金決定
		拘束時間を超える運送依頼	買いたたき、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し、協議に応じない一方的な代金決定
		適法な速度で間に合わない到着時刻	買いたたき、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し
		高速を使わないと間に合わない到着時間の設定	買いたたき、不当な給付内容の変更・やり直し、協議に応じない一方的な代金決定
	過積載の指示・容認	**カテゴリーⅡ**	買いたたき、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し、協議に応じない一方的な代金決定
	異常気象時の運送依頼		買いたたき、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し、協議に応じない一方的な代金決定
	該当なし	**カテゴリーⅢ**	報復措置の禁止
			支払遅延の禁止
			減額の禁止
			支払期日を定める義務
			遅延利息の支払い義務
			その他（受領拒否の禁止、返品の禁止、購入・利用強制の禁止、有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止）

カテゴリーⅠ：事業法及び取適法の双方で違反（原因）行為となるもの
カテゴリーⅡ：事業法でのみ違反原因行為となるが、場合によっては取適法でも違反行為となるもの
カテゴリーⅢ：取適法でのみ違反行為となるもの

取適法の周知啓発チラシ

トラック事業者の皆様

国土交通省

令和8年1月1日から

「下請法」は「取適法」へ

令和８年１月１日から、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に変わります。

トラック運送事業に係る取適法の違反情報は、
トラック・物流Ｇメンまでお寄せください

取適法概要（トラック運送事業に係るもの）

■ 適用対象（取引の内容 ＋ 資本金基準 又は 従業員基準）

取引の内容	役務提供委託（運送）、特定運送委託			
資本金基準 又は 従業員基準	委託事業者	資本金３億円超	中小受託事業者	資本金３億円以下（個人含む）
		資本金１千万円超 ３億円以下		資本金１千万円以下（個人含む）
		常時使用する従業員 300人超		常時使用する従業員 300人以下（個人含む）

■ 委託事業者の４つの義務と11の禁止事項

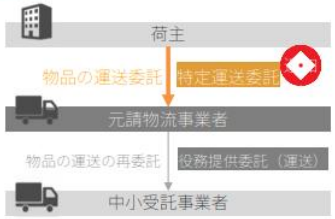
４つの義務	11の禁止事項		
01 発注内容の明示義務	01 受領拒否	05 買いたたき	09 不当な経済上の利益提供要請
02 書類の作成・保存義務	02 支払遅延（手形払の禁止）	06 購入・利益強制	10 不当な給付内容の変更・やり直し
03 支払期日を定める義務	03 減額	07 報復措置	11 協議に応じない一方的な代金決定
04 遅延利息の支払義務	04 返品	08 有償支給原材料等の早期決済	

改正ポイント

1 事業所管省庁に、指導・助言権限が付与され、報復措置の禁止に係る情報提供先にも追加されました



2 対象取引に「特定運送委託」が追加されました



国土交通省

トラック・物流Gメンとは

トラック・物流Gメンは、物流業界における適正運賃の収受や労働環境の改善を目指し国土交通省が創設した専門部隊です。

長時間の荷待ちなど、トラック事業者が法令遵守できなくなるおそれのある行為（違反原因行為）を行っている疑いのある荷主や元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく是正指導を行っています。

令和８年１月１日からは、取適法の指導等について公正取引委員会のほかトラック・物流Ｇメンも担います。

取適法に係る違反行為情報をお寄せください

取適法に係る違反行為情報も、「目安箱」（荷主等の違反原因行為の通報窓口）へお寄せください。いただいた情報は、国土交通省（トラック・物流Gメン）により、荷主等の委託事業者への是正指導等に活用します。

なお、国土交通省（トラック・物流Gメン）に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

通報例

■ 包装資材（段ボール）のこすれが発生した際、原因調査を行うことなく、一方的に破損責任を押し付けられ、破損した荷物の買取を要求される。（第4条第2項第3号【不当な経済上の利益要請】）

■ ○年○月○日に（荷主企業名）へ価格交渉を行ったが、「不満があるならやめてもらって構わない」と応じてもらえず、以来、取引停止を恐れて申し入れることができていない。（第5条第2項第4号【協議に応じない一方的な代金決定】）

■ 配送センターへの荷下ろしの際、フォークリフト作業をドライバーが実施するように求められるが、この作業に対価は支払われていないし、保険の制約なども不安。（第4条第2項第3号【不当な経済上の利益要請】）

トラック・物流Gメンへの連絡はこちらまで

トラック・物流Gメンサイト　トラック・物流Gメン連絡先　目安箱

取適法の詳細はこちら

取適法ガイドブック（公正取引委員会作成）

ドライバーの将来を守れるかどうかは、荷主にかかっている。

トラック・物流Gメン　検索

STOP! トラバラ

本チラシURL

お手元でも是非ご覧ください

中小受託取引適正化法（取適法）施行に伴うトラック関係の対応

- 本年１月から施行された改正下請法（取適法）により、取適法の**対象取引に「特定運送委託」が追加**され、複数の省庁連携による違反行為への対応（面的執行）の強化として**事業所管省庁（国土交通省含む）に指導・助言に係る権限が付与**されたところ。
- これにより、**トラック・物流Ｇメンが取適法に基づく助言・指導を行う**こととなり、本年９月末時点で**助言142件・指導2件**を実施。

◆Ｒ７年実施：円滑な施行に向けた取組（令和８年１月１日施行）

○公正取引委員会との合同パトロール

・トラック・物流Ｇメンによる「集中監視月間（R7.10-11）」において、荷主等による取適法の違反行為や貨物自動車運送事業法の違反原因行為の未然防止等の観点から、**公正取引委員会と各地方運輸局が全国規模で連携**した合同荷主パトロール等を実施。

・令和7年10月28日及び29日には、全運輸局のＧメンが集結し、公取委と合同で、**東京都内での大規模パトロール**を実施（パトロール前には出発式も開催。）。







○トラック業界向け取適法・振興法に関する説明会の開催

・令和7年１月以降に開催している改正物流法の説明会において、取適法の主要改正事項の説明を行い、全国で約200回実施、延べ約23,000名が参加。その他国交省が講師参加するセミナー等で延べ約200名に説明を実施。

・令和7年9月30日、国交省主催で、所管業界向けに取適法・振興法に関する説明会を開催し、約2,000名（物流関係者約540名）が参加。

・令和7年12月、国交省と全日本トラック協会の共催で、トラック業界向けに取適法・振興法に関する説明会を東京・大阪で開催し、物流関係者約1,500名が参加。

集中監視月間（10月･11月）におけるトラック･物流Ｇメンの活動予定

■ 集中監視の実施

- ✓ 本年８月に実施した全トラック事業者調査、倉庫業者調査及び関係省庁からの情報等を活用し、荷主等の違反原因行為等に関する情報収集を集中実施。
- ✓ 違反原因行為の疑いが認められた場合は働きかけ等を実施。取適法違反の疑いが認められた場合は公正取引委員会又は中小企業庁と合同実地調査を行い、助言等を実施。
- ✓ 違法な「白トラ」への運送委託に関与している疑いが認められた場合は要請等を実施。

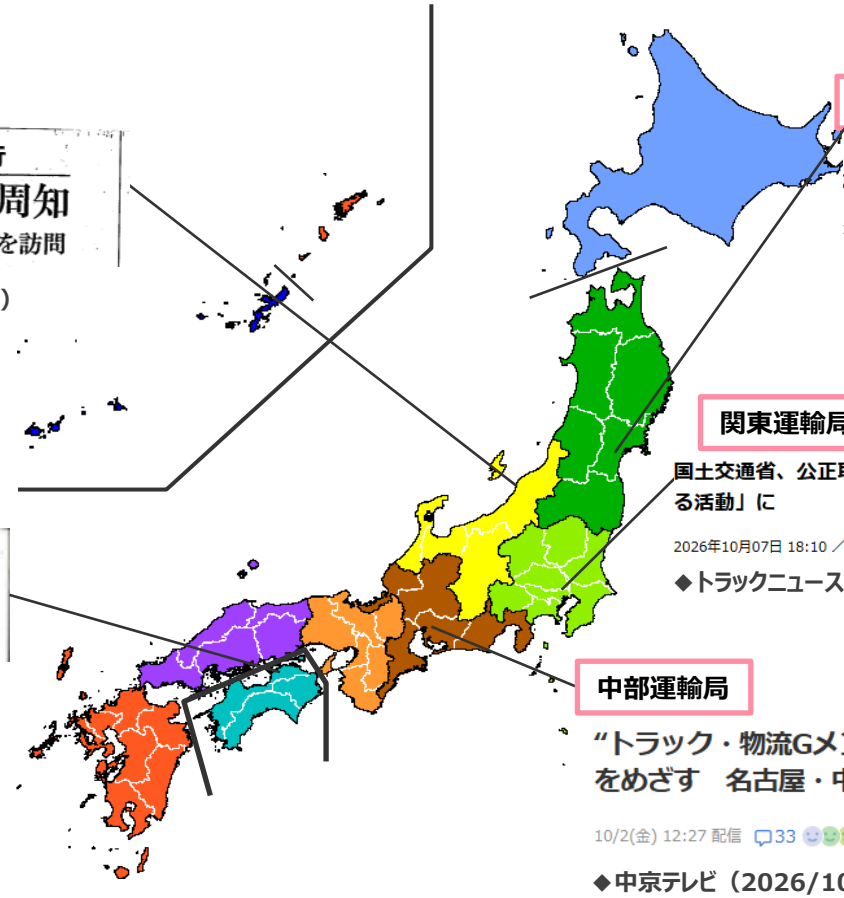
■公正取引委員会･中小企業庁との連携

- ✓ 10月上旬に物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議を開催。地方運輸局等、公正取引委員会地方事務所等及び地方経済産業局等が取適法違反被疑事案の調査方法や執行方法等について意見交換。合わせて、合同荷主パトロール出発式を実施。
- ✓ 荷主等の営業所や物流拠点等を対象とした合同荷主パトロールを全国で実施。

■警察との連携

- ✓ 本年４月から取締りが強化された違法な「白トラ」への運送委託防止に向けた啓発を全国展開し、各都道府県警察と連携し、物流センター・卸売市場等において周知啓発活動を実施。

物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議・合同荷主パトロール出発式の反響



北陸信越運輸局

下請け保護図る取適法施行
適正な価格転嫁 周知
北陸信越運輸局など 荷主企業を訪問

◆新潟日報（2026/10/06）

東北運輸局

２０２４年問題の物流業界を監視　トラック・物流Gメン出発式
荷主の違反行為を調査〈仙台市〉

10/7(水) 19:42 配信　46

仙台放送

◆仙台放送（2026/10/07 19:42配信）

関東運輸局

国土交通省、公正取引委員会／集中監視月間で合同荷主パトロール「物流の未来を支える活動」に

2026年10月07日 18:10 ／ 経営

◆トラックニュース（2026/10/07 18:10配信）

四国運輸局

物流の取引適正化へ
国の出先３機関、連絡会議

◆四国新聞（2026/10/03）

中部運輸局

“トラック・物流Gメン”集中監視月間の出発式　物流取引の適正化をめざす　名古屋・中区

10/2(金) 12:27 配信　33

中京テレビ NEWS NNN

◆中京テレビ（2026/10/02 12:27配信）

■ 関東運輸局における合同荷主パトロールの出発式の様子









地方運輸局（北陸信越）・公正取引委員会の連携による初の「取適法に基づく指導」

- ◆ トラック・物流Gメンは、取適法に係る荷主等による違反行為に対し、「助言→指導」の段階的な法的措置を実施。
- ◆ 本年7月、北陸信越運輸局と公正取引委員会が連携し、合同調査・事実確認を行ったところ。
- ◆ 確認した結果、**２社において違反行為が確認**されたため、**指導を実施**。今回の案件は取適法施行後の新たな執行事例。

情報収集 ← トラック・物流Gメン

↓

合同調査 ← 地方運輸局・公取委による確認

↓

取適法に基づく指導 ← 指導書面発出（全国初）

事例①A事業者（メーカー）

○主な指導内容

以下のことに関して、発注内容・対価の明確化を指導

- 発注書に附帯業務の内容・対価を明示していなかった
 ➡ 発注内容の明示義務違反
- 荷役等の附帯業務の対価が実態に見合わないおそれ
 ➡ 不当な経済上の利益の提供要請のおそれ

事例②B事業者（元請事業者）

○主な指導内容

以下のことに関して、適正な価格交渉・契約明確化を指導

- 発注書に附帯業務の内容・対価を明示していなかった
 ➡ 発注内容の明示義務違反
- コスト上昇分に係る価格転嫁に関する協議が不十分
 ➡ 買いたたきのおそれ
- 無償で附帯業務を実施させていたおそれ
 ➡ 不当な経済上の利益の提供要請のおそれ

ご清聴ありがとうございました

公正取引委員会 基調講演

～取適法の執行連携と物流特殊指定の見直し動向～

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

取適法の執行連携と物流特殊指定の見直し動向

２０２６年１０月１６日

トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会

公正取引委員会事務総局

官房審議官（取引適正化担当）　稲熊　克紀

本日説明する内容

１　取適法施行後の運用状況

２　国土交通省との執行連携状況

３　物流特殊指定の改正内容

～導入～

取適法の概要について

取適法の概要（主な改正事項）　令和８年１月１日施行

規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

③ 手形払等の禁止　→　支払遅延に該当
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

⑤ 面的執行の強化
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

「下請」等の用語の見直し

- **共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進**
- **サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す**

下請代金支払遅延等防止法 通称：下請法	▶	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法
親事業者	▶	委託事業者
下請事業者	▶	中小受託事業者
下請代金	▶	製造委託等代金

取適法の概要（全体像）

法目的　**中小受託**取引の公正化 ・ **中小受託**事業者の利益保護　※**赤色**は改正内容

適用対象　①取引の内容 ＋ ②規模要件 ＝ 対象取引

①取引の内容：製造委託 / 修理委託 / 情報成果物作成委託（プログラム） / 役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理） / 特定運送委託

②規模要件

委託事業者	→ 中小受託事業者
資本金３億超	資本金３億以下（個人含む）
資本金１千万超３億以下	資本金１千万以下（個人含む）
常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下（個人含む）

①取引の内容：情報成果物作成委託（プログラム除く） / 役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理除く）

②規模要件

委託事業者	→ 中小受託事業者
資本金５千万超	資本金５千万以下（個人含む）
資本金１千万超５千万以下	資本金１千万以下（個人含む）
常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下（個人含む）

義務

- 発注内容を明示する義務（発注書の交付）
- 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
- 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- 遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否	報復措置
支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	割引困難な手形の交付
返品	不当な経済上の利益提供要請
買いたたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定

取適法の概要（特定運送委託の解説①）

改正理由

- **発荷主から運送事業者への委託は、下請法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正後

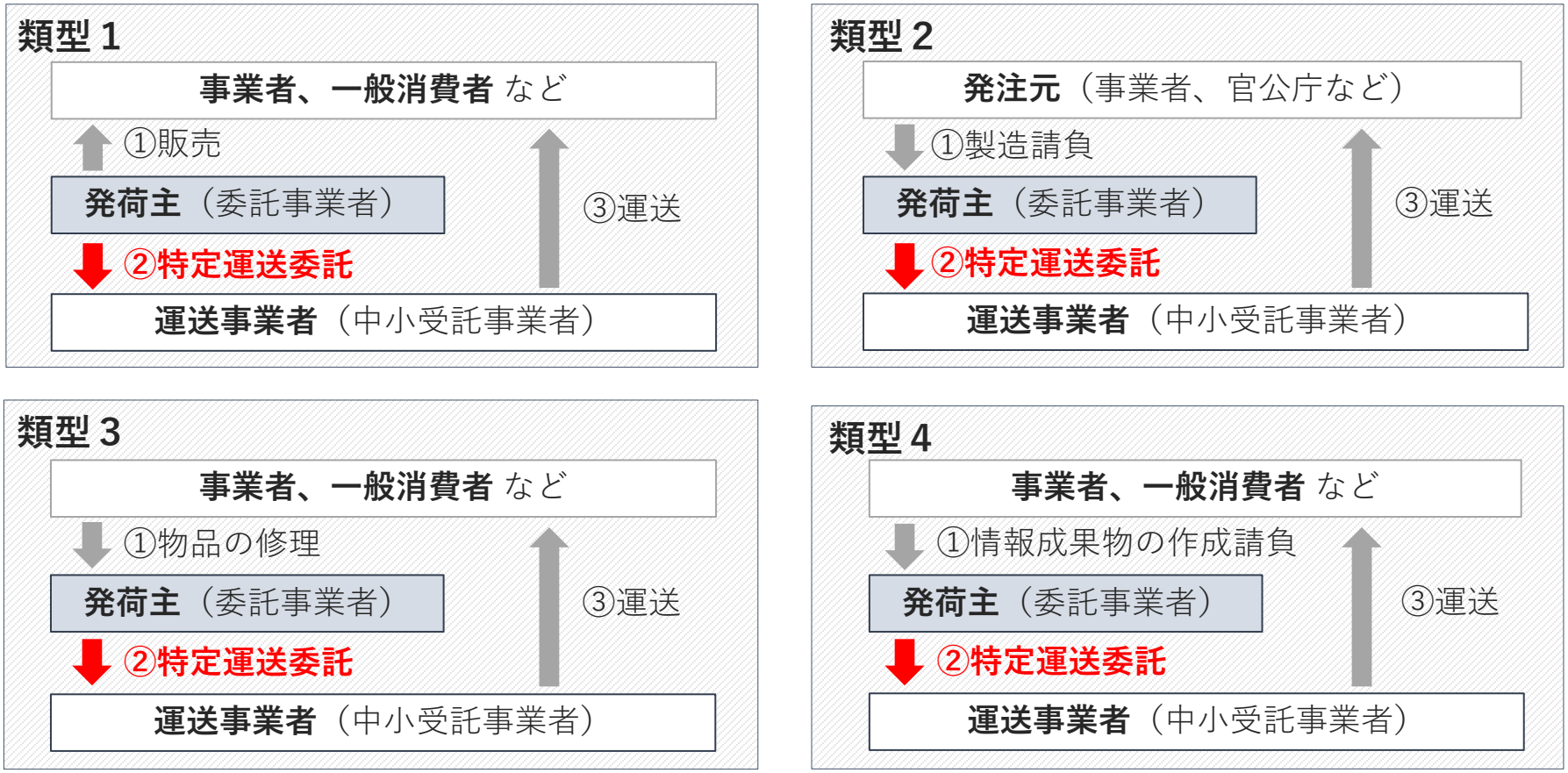
「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



取適法の概要（特定運送委託の解説②）

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その「取引の相手方」に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下４つのタイプ（類型１～４）となる。



※ → が取適法の対象となる取引

1　取適法施行後の運用状況

勧告事例の一覧

	事業者名	違反行為の内容	委託の内容
1	ミネベアアクセスソリューションズ株式会社	**不当な経済上の利益の提供要請** 製造委託をした事業者に金型等を無償で保管させていた 特定運送委託をした事業者に荷役作業と附帯業務に係る費用を負担することなく無償で行わせていた	**製造委託** 自社が製造を請け負う物品の製造 **特定運送委託** 取引の相手方等に対する当該物品の運送
2	株式会社トリドールホールディングス	**減額** 製造委託をした事業者に「システム利用料」の名目で一律一定率の減額を行っていた	**製造委託** 自社が子会社に販売する食品の製造
3	株式会社不二製作所	**支払遅延** 製造委託、特定運送委託をした事業者に、①手形、②支払期日までに代金満額と引き換えることが困難な電子記録債権により代金を支払っていた	**製造委託** 自社が販売し、又は製造を請け負うエアブラスト装置の部品の製造 **特定運送委託** 自社が製造を請け負う物品の製造
4	株式会社パーパス	**支払遅延** 取引のあった事業者に手形で代金を支払っていた **減額** 取引のあった事業者に振込手数料を負担させていた **不当な経済上の利益の提供要請** 製造委託をした事業者に金型等を無償で保管させていた	**製造委託** 自社が販売し、若しくは製造を請け負う給湯器等の部品の製造 **修理委託** 自社が修理を請け負う給湯器等の修理 **情報成果物作成委託** 自社が提供し、若しくは作成を請け負うプログラムの作成

勧告事例の紹介①

ミネベアアクセスソリューションズ株式会社に対する件

発注者（ミネベアアクセスソリューションズ㈱）

●委託の内容

① 自社が製造を請け負う自動車部品、自動二輪車部品等の部品の製造（３６名）
② 自社が製造を請け負う自動車部品、自動二輪車部品等の部品の製造における取引の相手方等に対する運送（１名）(注１)
をそれぞれ委託



受注者（３７名）

●違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

①遅くとも令和６年１月から令和８年２月１日まで、ミネベアアクセスソリューションズが管理していた金型等を用いて製造する自動車部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者３６名に生じる計８４６個の金型等の保管に係る費用を負担することなく、受注者に当該金型等を保管させた。

※ミネベアアクセスソリューションズは、受注者に対し、保管に係る費用に相当する額を支払っている。上記金型等のうち、４４個の金型等を回収し又は廃棄している。

②令和８年１月から同年４月まで、受注者１名に生じる計５４６時間２６分の荷役作業及び附帯業務に係る費用を負担することなく、受注者に当該荷役作業及び附帯業務を行わせた。

※ミネベアアクセスソリューションズは、受注者に対し、荷役作業及び附帯業務に係る費用に相当する額を支払っている。

公正取引委員会による勧告の内容

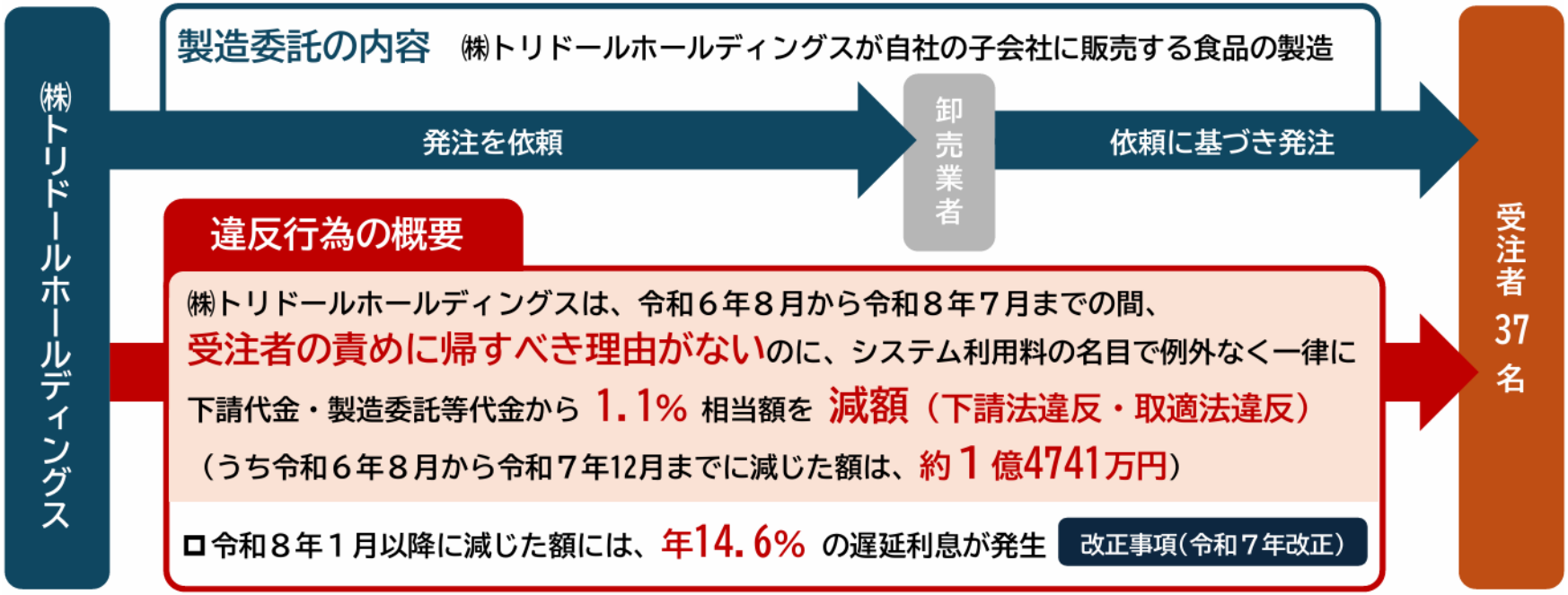
- 今後、中小受託事業者（注２）に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること
- 自社の役員及び発注担当者に対して取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること　など

（注１）特定運送委託（改正後の取適法で追加）
発荷主が元請運送事業者に対して製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送を委託する取引

（注２）下請法は、令和７年改正により、令和８年１月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和８年１月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

勧告事例の紹介②

株式会社トリドールホールディングスに対する件



公正取引委員会による勧告の内容

- □ 受注者に対し、それぞれ次の額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
 - ・下請代金の額から減じた額（下請法）
 - ・製造委託等代金の額から減じた額及び遅延利息の額（取適法）
- □ 今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じないことを取締役会の議決で確認すること　など

改正事項（令和７年改正）

- □ 用語の変更
 法令名が「下請法」から「取適法」に改称されるとともに、「親事業者」「下請事業者」と呼称されていた事業者は、「委託事業者」「中小受託事業者」と呼称されることになった。
- □ 遅延利息の適用拡大
 遅延利息の対象を拡大し、減額をした委託事業者は減じた額について年14.6%の遅延利息の支払義務を負うこととされた（取適法第６条第２項）。

勧告事例の紹介③

株式会社不二製作所に対する件　※中小企業庁長官からの措置請求案件

発注者（不二製作所）

●製造委託の内容
- 自社が販売し又は製造を請け負うエアブラスト装置の部品の製造を委託
- 自社が販売し又は製造を請け負うエアブラスト装置の運送の全部又は一部を委託

受注者（４６名）

●違反行為の概要（支払遅延）

令和８年２月以降、不二製作所は、次の方法により製造委託等代金を支払っており、製造委託等代金を支払期日の経過後なお支払わなかった（注２）。
- **受注者の給付の受領日から起算して６０日を超えた支払（受注者１名、計３０万９８９２円）**
- **手形の交付（受注者５名、計３８６万９４６７円）**
- **支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難な電子記録債権の使用（受注者４０名※、計７０７９万４６３９円）**

※受注者４０名のうち、２０名については従業員基準（注３）を適用

※不二製作所は、受注者に対し、令和８年８月までに、支払遅延が生じた額のうち、約６４９３万円を支払済み。

公正取引委員会による勧告の内容

- 中小受託事業者４６名に対し、支払が遅延した製造委託等代金の額、これに対する取適法第６条第１項に基づく遅延利息の額等を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと（ただし、支払済みの額を除く。）
- 今後、中小受託事業者の給付を受領し又は役務の提供を受けた日から起算して、６０日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定められた支払期日までに製造委託等代金を支払うことを取締役会の決議により確認すること
- 取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること　など

注１　中小企業庁長官からの措置請求
中小企業庁長官が、取適法第５条に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、取適法の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めること（取適法第９条）。

注２　支払遅延の該当範囲の拡大（令和７年改正）
取適法施行（令和８年１月１日）により、①手形を交付すること、②支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難な電子記録債権等を支払手段として使用することが禁止された（取適法第５条第１項第２号）。

注３　中小受託事業者の範囲の拡大（令和７年改正）
取適法施行（令和８年１月１日）により、従業員基準が追加され、適用対象となる中小受託事業者の範囲が拡大。

勧告事例の紹介④

株式会社パーパスに対する件

パーパス㈱（発注者）

●製造委託等の内容

自社が販売し若しくは製造を請け負う給湯器等の部品の製造等を委託



受注者（147名）

●違反行為の概要①（支払遅延）

パーパス㈱は、令和８年２月から令和８年３月までの間、受注者１１名との取引において、代金の支払について手形を交付し、総額約２２８２万円の支払が遅延（※１）していた。

なお、右記「イメージ図」のBC間で遅延利息が発生する。

※１　取適法は、代金を支払期日の経過後なお支払わないこと（手形を交付することを含む。）を禁止している。

改正事項

●違反行為の概要②（代金の減額）

パーパス㈱は、遅くとも令和７年５月から令和８年３月までの間、受注者１４４名との取引において、代金の額から金融機関に支払う振込手数料の総額約１９万円を減額（※２）した。

なお、右記「イメージ図」のBC間で遅延利息が発生する。

改正事項

※２　下請法及び取適法は、受注者に責任がないのに発注時に定められた代金の額を減じることを禁止している。

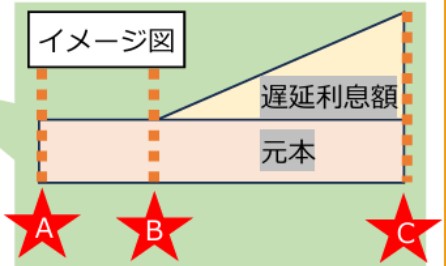
●違反行為の概要③（不当な経済上の利益の提供要請）

パーパス㈱は、遅くとも令和７年３月以降、貸与した金型等を用いて製造する給湯器等の部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者２２名に対して、合計１９６個の金型等を、自己のために無償で保管（※３）させた。

なお、パーパス㈱は、金型等の保管費用の支払の手続を進めている。

※３　下請法及び取適法は、発注者が自己のために、受注者に金銭や役務等の経済上の利益を不当に提供させることを禁止している。

●遅延利息の支払義務



A：支払期日
B：給付受領後60日経過日
　又は減額した日
C：支払完了日

改正事項

公正取引委員会からの勧告の内容

①　未払代金、遅延利息及び手数料の額（既払分を除く。）を支払うこと

②　代金の額から減じた額及び遅延利息を支払うこと

③　金型等を保管させたことによる費用に相当する額を支払うこと　など

取適法施行（令和８年１月１日）によって、従業員基準が追加され、適用対象となる中小受託事業者数が大幅増！



違反行為①（支払遅延）
⇒　１０名増加
違反行為②（減額）
⇒　７３名増加
違反行為③（利益提供要請）
⇒　１２名増加

改正事項

2　国土交通省との執行連携状況

2　国土交通省との執行連携状況

合同荷主パトロール等

- 執行連携の一環として、令和７年度には国土交通省トラック・物流Ｇメンによる「集中監視月間」に公正取引委員会も初めて参加し、荷主等による取適法の違反行為や貨物自動車運送事業法の違反原因行為の未然防止等の観点から、国土交通省が全国規模で連携した合同荷主パトロール等を実施。



- 令和８年度の集中監視月間（１０月～１１月）にも継続して参加し、公正取引委員会からは、取適法に加えて、令和９年４月１日に施行される、新たな着荷主規制（改正物流特殊指定）の周知啓発を実施。今後も継続して各地方での合同荷主パトロールやＳＡ・ＰＡ巡回を実施予定。

2　国土交通省との執行連携状況

連絡会議の設置・開催

- 法執行面での連携を強化する観点から、物流業界の取引適正化を阻害する行為に対して取適法・貨物自動車運送事業法を活用してシームレスに対応するために、公正取引委員会、国土交通省及び中小企業庁の３省庁委による執行情報の共有を行う連絡会議を設置・開催。



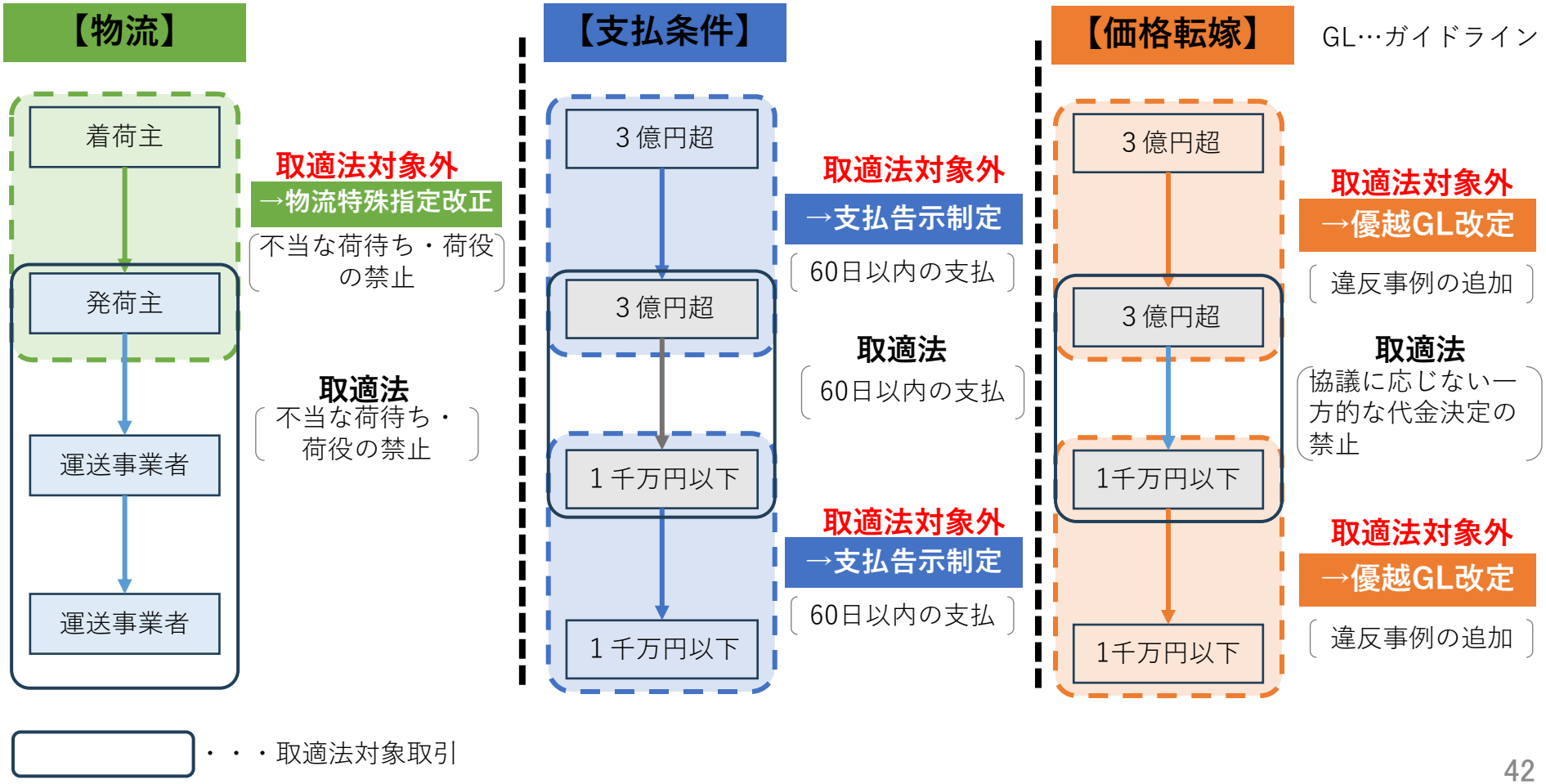
- ３省庁委の執行連携を更に強化するとともに、日本全国で取適法の違反行為及び貨物自動車運送事業法等の違反原因行為の監視を強化するため、各地方で「物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議」を設置・開催。地方レベルでの執行連携を加速。

3　物流特殊指定改正の方向性

～荷主・元請企業が留意すべき点～

サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の推進に向けた課題（全体像）

- 適切な価格転嫁・取引適正化をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、**サプライチェーン全体における取引の実態や商慣習にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠**。
- そのため、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、サプライチェーン全体での支払条件の適正化、適切な価格転嫁の環境整備に向けて**優越的地位の濫用に対する規制を整備**。



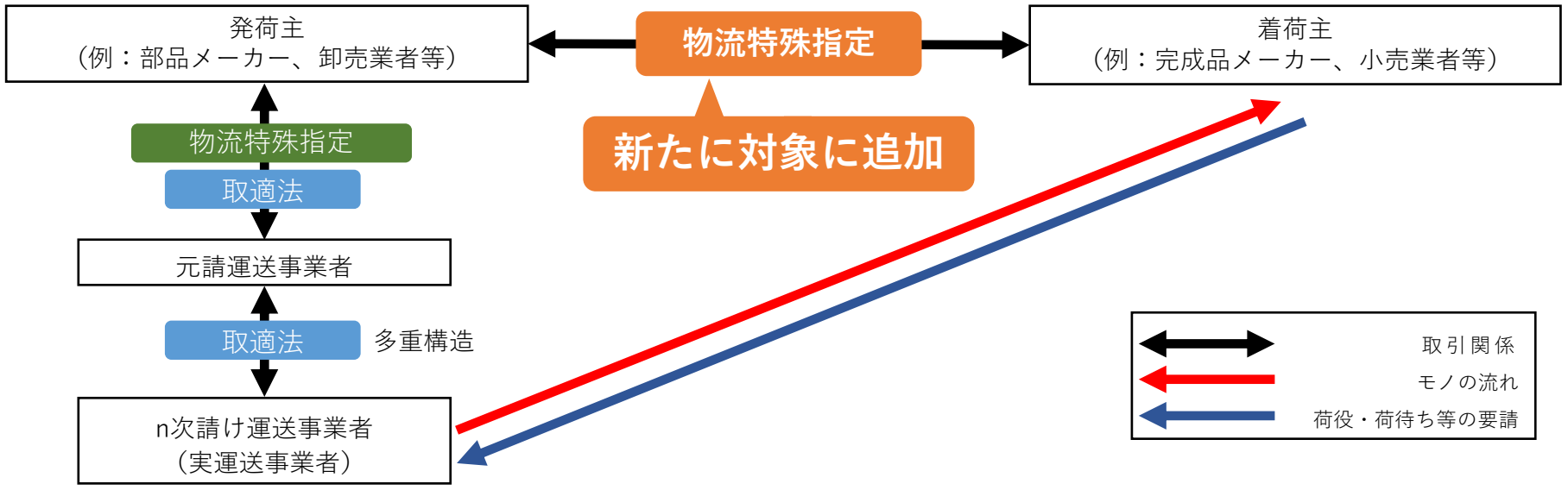
物流特殊指定改正の経緯

これまでの課題

- 着荷主が、荷下ろしの場面において、発荷主と取り決めた取引条件にない契約外の荷待ち・荷役等を運送事業者を通じて要請する行為が問題となっている。
- **取適法等により、運送事業者と発荷主等の関係において運送事業者の保護は一定程度図られているが、上記のような着荷主の行為については実効的に対処することが困難。**
- 着荷主は運送事業者との運送契約の当事者ではないものの、物流取引のサプライチェーンの一環を担っており、物流取引全体の適正化を図るためには、**着荷主が運送事業者に指示をし、契約外の荷待ち・荷役等を提供させる行為についても、対応することが必要。**

対応

- 物流分野におけるサプライチェーン全体の取引適正化の観点から、現行の物流特殊指定の対象を拡大し、**着荷主による発荷主に対する特定の行為（契約外の荷役・荷待ち等を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為）を新たに物流特殊指定の対象にする。**



物流特殊指定の主な改正事項

① 着荷主と発荷主の取引を適用対象に追加（２項）

着荷主が、発荷主に対し、①②を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為を禁止

①自己のために物品の運送の役務以外の役務その他の経済上の利益の提供をさせること
②運送の内容の変更をさせ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせること

（※対象取引の追加に伴い告示の名称も一部変更）
改正**前**：「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」
改正**後**：「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合**等**の特定の不公正な取引方法」

② 取適法に合わせた変更（１項）

●従業員基準の追加
従来の資本金や取引上の地位に着目した基準に加え、従業員基準を追加

●手形払等の禁止（※対象取引①のみ。次ページ参照。）
対象取引において、手形払を禁止
その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

●協議に応じない一方的な代金決定の禁止（※対象取引①のみ。次ページ参照。）
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

令和９年４月１日施行

物流特殊指定・支払告示の広報動画







【物流特殊指定・支払い告示の周知動画（赤ずきん動画）】

〇２０２６年１０月より公正取引委員会特設サイト等で公開

〇各種媒体で周知を実施

・YouTube　　・Yahoo!TOPページ
・Google広告　　・日経電子版
・TVer　　・テレビ、ラジオCM　等

物流特殊指定

支払告示

（参考）改正物流特殊指定の全体像

規制対象行為①（2項（3項））

要件①　取引の内容　　**※改正により追加**

発荷主が業として行う物品の販売、製造請負若しくは修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な取引の相手方となる着荷主が、その目的物等の物品の引渡しを受け、発荷主がその着荷主に対しその物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託する場合

要件②　着荷主と発荷主の関係

特定着荷主	特定発荷主
資本金３億円超	資本金３億円以下(個人事業者含む)
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下(個人事業者含む)
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している着荷主	取引上の地位が劣っている発荷主

特定着荷主の禁止行為

- 不当な経済上の利益の提供要請（２項１号）
- 不当な運送内容の変更・やり直し（２項２号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

規制対象行為②（1項（3項））

要件①　取引の内容　　**※赤色は改正内容**

荷主が物流事業者に対し、継続的に物品の運送又は保管を委託する場合
※従来除外されていた、取適法の役務提供委託に該当する場合を適用対象に追加。

要件②　荷主と物流事業者の関係

特定荷主	特定物流事業者
資本金３億円超	資本金３億円以下(個人事業者含む)(資本金3億円超の事業者の子会社を除く)
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下(個人事業者含む)（資本金1千万円超の事業者の子会社を除く）
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している荷主	取引上の地位が劣っている物流事業者

特定荷主の禁止行為

- 代金の支払遅延（手形払等の禁止）（１項１号）
- 代金の減額（１項２号）
- 買いたたき（１項３号）
- 購入・利用強制（１項４号）
- 不当な経済上の利益の提供要請（１項５号）
- 不当な運送・保管内容の変更・やり直し（１項６号）
- 協議に応じない一方的な代金決定（１項７号）
- 要求拒否に対する報復措置（１項８号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

（参考）改正物流特殊指定の規制対象行為①（特定着荷主規制（第２項・第３項））

要件①　取引の内容

発荷主が業として行う物品の販売、製造請負若しくは修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な取引の相手方となる着荷主が、その目的物等の物品の引渡しを受け、発荷主がその着荷主に対しその物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託する場合



要件②　着荷主と発荷主の関係

特定着荷主	特定発荷主
資本金３億円超	資本金３億円以下（個人事業者含む）
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下（個人事業者含む）
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している着荷主	取引上の地位が劣っている発荷主

特定着荷主の禁止行為

- 不当な経済上の利益の提供要請（２項１号）
- 不当な運送内容の変更・やり直し（２項２号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

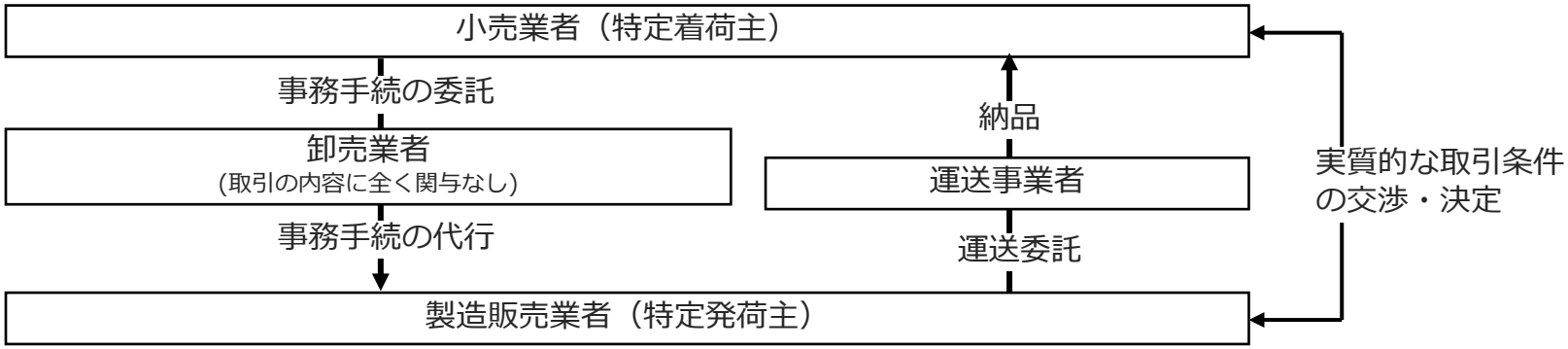
（参考）改正物流特殊指定の規制対象行為①（特定着荷主規制（第２項・第３項））

- 発荷主が業として行う物品の販売、製造請負若しくは修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な**取引の相手方**となる着荷主が、その目的物等の**物品の引渡しを受け**、発荷主がその着荷主に対しその物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託する場合

取引の相手方

- **「取引の相手方」に該当するかは、実質的な取引条件の交渉・決定の有無も加味して判断**

例）卸売業者を介した取引



物品の引渡しを受ける

- **物品を自己以外の者に受け取らせる場合も含む**

例：特定着荷主が、物品の保管等を受託するもの（サードパーティーロジスティクス事業者（３ＰＬ事業者）、倉庫業者等）、販売・製造等を受託する者や顧客などに特定発荷主との取引の目的物等の物品を受け取らせる場合等

問題となるおそれのある具体例

- 特定着荷主が、特定発荷主に対し、物品の保管等の委託先の３ＰＬ事業者の管理施設を納品場所に指定した上で、引渡条件を明確にすることなく、３ＰＬ事業者の指示に従って納品するよう指示していた場合において、３ＰＬ事業者が、特定着荷主と特定発荷主との間の取引の内容に含まれていないにもかかわらず、特定発荷主の運送事業者に荷下ろし作業を要請したため、運送事業者が特定発荷主からの指示に基づいて当該作業を行った結果、特定発荷主に当該作業の提供に必要な費用の負担を余儀なくさせた場合

（参考）特定着荷主の禁止行為（特定着荷主規制（第２項・第３項））

物流特殊指定第２項・第３項

２　特定着荷主が、備考第三項各号に規定する物品の引渡しを受ける場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることにより、特定発荷主の利益を不当に害すること。

一　自己のために当該物品の運送（以下この項において単に「運送」という。）の役務以外の役務その他の経済上の利益の提供をさせること（特定発荷主が**運送を受託する事業者**に当該提供の行為をさせる場合に限る。）。

二　運送の内容の変更をさせ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせること（特定発荷主が**運送を受託する事業者**に当該変更又はやり直しの行為をさせる場合に限る。）。

３　特定荷主又は特定着荷主についてこの告示で指定する行為に該当する事実があると認められる場合に、特定物流事業者又は特定発荷主が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

「運送を受託する事業者」

- 不当な経済上の利益の提供要請や不当な運送内容の変更・やり直しに該当するのは、「特定発荷主」が「運送を受託する事業者」に当該提供又は当該変更若しくはやり直しの行為をさせる場合（＝「特定発荷主」自らがその提供等の行為に当たる附帯業務や追加の運送などを行うのではなく、「特定発荷主」の指示や関与によりその「運送を受託する事業者」がこれらの行為を行う場合）に限られる。
 なお、「運送を受託する事業者」には、「運送」を受託する二次請け以降の事業者も含む。

想定例

- 特定着荷主が「運送を受託する事業者」に要請し、「運送を受託する事業者」が特定発荷主に対応の要否を確認した上で、附帯業務等を実施する場合
- 特定着荷主が特定発荷主に直接要請し、特定発荷主の指示に基づき、「運送を受託する事業者」が附帯業務等を実施する場合

→特定着荷主の要請による特定発荷主の「運送を受託する事業者」に対する指示や関与が一切なく、「運送を受託する」事業者の判断で附帯作業等が行われた場合には、禁止行為に該当しないと考えられる。

➢ **違反を未然に防止する観点から、特定着荷主は、特定発荷主と十分協議した上で、あらかじめ内容や対価等の条件を明確にして合意しておくことが求められる。また、明確化の方法としては、書面又は電子メール等の電磁的方法などの記録に残る方法が望ましい。**

（参考）改正物流特殊指定の規制対象行為②（特定荷主規制（第１項・第３項））

赤色は改正内容

要件①　取引の内容

荷主が物流事業者に対し、継続的に物品の運送又は保管を委託する場合



※　取適法の役務提供委託に該当する場合を適用対象に追加
ただし、物流特殊指定と取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為については、原則としてこれらの法律を優先して適用。

要件②　荷主と物流事業者の関係

特定荷主	特定物流事業者
資本金３億円超	資本金３億円以下（個人事業者含む） （資本金3億円超の事業者の子会社を除く）
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下（個人事業者含む） （資本金１千万円超の事業者の子会社を除く）
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している荷主	取引上の地位が劣っている物流事業者

特定荷主の禁止行為

- 代金の支払遅延（手形払等の禁止）（１項１号）
- 代金の減額（１項２号）
- 買いたたき（１項３号）
- 購入・利用強制（１項４号）
- 不当な経済上の利益の提供要請（１項５号）
- 不当な運送・保管内容の変更・やり直し（１項６号）
- 協議に応じない一方的な代金決定（１項７号）
- 要求拒否に対する報復措置（１項８号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

（参考）特定荷主の禁止行為【代金の支払遅延（第１項第１号）】

● **特定荷主が、特定物流事業者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、代金（運賃や保管料）をあらかじめ定めた支払期日までに支払わないこと。**

特定物流事業者の責めに帰すべき理由

● 「責めに帰すべき理由」があるかは、個別の事案に応じて判断される。

特定物流事業者の責めに帰すべき理由があるとして通常問題とならないと考えられる例

- 物品の運送等の役務の提供の内容が委託内容と異なること等がある場合（誤配送、貨物の滅失・損傷など）
- 納期に間に合わなかったために委託目的が達成できなかった場合

であって、当該役務の提供を受けなかったとき（その事由が特定荷主の責任によるものである場合を除く。）

具体例

荷主の資金繰りを理由として･･･



荷主は、物流事業者に対し、自社の資金繰りの都合がつかなかったことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を経過して代金を支払った。

（参考）手形払等の禁止

手形払等の禁止

- **代金の支払手段について、手形の交付並びに金銭及び手形以外の支払手段（あらかじめ定めた支払期日までに代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの）を使用することは認められない（支払遅延に該当）。**

金銭及び手形以外の支払手段

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権などをいう。
- 上記支払手段については、**支払期日までに代金に相当する額の現金（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものを使用することは認められない**（支払遅延に該当）。

具体例

- **特定物流事業者に対して、手形を交付することによって代金を支払っていた。**
- **特定物流事業者に対して、電子記録債権によって代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために特定物流事業者において割引を受けることを必要とさせていた。**

（参考）特定荷主の禁止行為【協議に応じない一方的な代金決定（第１項第７号）】

- 特定荷主が、特定物流事業者から代金の額に関する協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。
- 価格協議の求めとは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合を含む。

具体例

- 特定物流事業者が代金の額の引上げについて協議を求めたにもかかわらず、これを無視し、拒否し、又は回答を引き延ばすなどにより、協議に応じなかった。

- 特定荷主が代金の額の引下げを要請する場合において、特定物流事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、代金の額を引き下げた。

（参考）告示等の周知広報・モニタリングについて（予定）

周知広報

【事業者向け説明会】

・関係省庁と連携し、各業界団体向け等の説明会

・中小企業団体と連携した、中小企業向け説明会

・総務省・地方公共団体と連携した、47都道府県での説明会

【中小事業者団体向けのプッシュ型広報・広聴企画の開催】

・「取引改善のススメ」をテーマとして、事業者に告示等の理解度向上のための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催

【動画等のコンテンツによる周知】

・分かりやすい動画等のコンテンツを作成し、Webサイト、SNS、各種ディア媒体で公開

【リーフレット・パンフレット等】

・分かりやすい概要リーフレット等の作成・配布

モニタリング

【モニタリング・フォローアップ調査】

・告示等で対応予定の各課題について、モニタリング・フォローアップを目的とした取引実態の調査を実施し、調査結果を公表するとともに注意喚起を実施

・独禁法・取適法上の問題となる事案があれば、厳正に法執行

（参考）ウェブページ、パンフレット等

ウェブページ

- 物流特殊指定・支払告示の考え方についての相談
 URL：https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu.html（物流特殊指定の考え方についての相談）
 https://www.jftc.go.jp/dk/shiharai.html（支払告示の考え方についての相談）

- 告示本文・運用基準・優越ガイドラインについて
 URL：https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/index.html

その他公表物

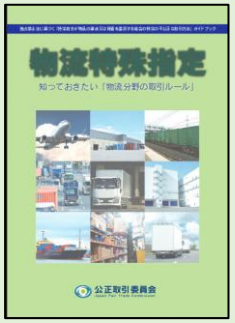
物流特殊指定

●物流特殊指定リーフレット



物流特殊指定のポイントについて、１枚で解説したリーフレット

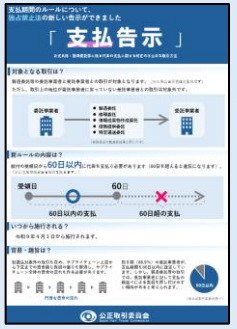
●物流特殊指定ガイドブック



リーフレットよりも詳細に解説したガイドブック

支払告示

●支払告示リーフレット



支払告示のポイントについて、１枚で解説したリーフレット

特別対談

～取引適正化の実効性向上に向けて～

法制度に関するQ&A

Q.適正原価制度はどのような制度なのか。また、現在の検討状況を教えてほしい。

A. 適正原価制度は許可の更新制度とともに運用される予定となっております。まずトラック運送事業の許可は、５年ごとに更新を受けなければ、効力を失うこととなり、この許可基準に、「法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること」を新たに追加されます。これにより、適正原価を下回る水準の運賃及び料金の収受又は支払いが継続的に行われ、法第９条の３に反する事業運営が認められる場合には、許可基準を満たさないものとして、更新が認められないこととなります。（続く）

Q.適正原価制度はどのような制度なのか。また、現在の検討状況を教えてほしい。

A.（続き）「適正原価の設定に向けた有識者検討会」の第1回が7月17日に、第2回が8月26日に、第3回が10月1日に開催されました。第2回・第3回の検討会では、各関係団体へのヒアリングや、指摘のあった点の掘り下げ、制度全般に関する検討がなされました。今後もおよそ1ヶ月に1回の頻度で検討会は開催される予定で、年内の提言のとりまとめを想定しています。その後、物流政策推進会議及び運輸審議会の審議を経て告示され、改正トラック法が公布された令和7年6月11日から3年以内に施行される予定となっています。（続く）

Q.適正原価制度はどのような制度なのか。また、現在の検討状況を教えてほしい。

A.（続き）適正原価はあくまで事業の適正な運営に必要な「原価」である一方、荷主等が適正原価の水準を運賃・料金の一つの基準として取り扱い、適正原価水準を上回る運賃・料金を現に収受できているトラック事業者に対して、適正原価水準への運賃引き下げを求めること等も懸念されることから、「適正原価」制度の運賃・料金水準への影響については、慎重な議論が必要と認識しています。
なお、本論点も含めた検討状況については、「適正原価の設定に向けた有識者検討会」もご参考ください。
適正原価の設定に向けた有識者検討会：
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn4_000020.html

Q.荷主はどのように適正運賃を判断すればよいか。相見積りや価格交渉は問題になるのか。

A.適正原価制度においては、トラック運送事業者が収受する運賃・料金が、適正原価を継続して下回らないことを確保することとなっており、個々の取引における運賃・料金を直接規制するものではございませんが、荷主にとっては、他社に運送委託する以上、持続的かつ適正な物流サービスを確保する観点から、事業の適正な運営に必要な原価を踏まえた運賃・料金の設定が重要であると考えています。

（★）

Q.物流効率化投資に伴う費用は誰が負担すべきか。

A.法令上、費用負担を一律に定めるものではありません。
物流効率化により利益を受ける関係者が、それぞれの立場に応じて適切に負担し、取引条件へ反映することが重要です。
また、物流効率化による効果を適正な運賃・料金につなげるため、荷主と運送事業者との十分な協議が期待されています。

Q.運送契約の書面交付では、どの程度まで料金項目を分けて記載する必要があるか。

A.トラック法における交付書面には以下の事項を記載する必要があります。なお、当事者間が運送の役務以外の役務について具体的な作業内容及び対価が認識できるのであれば、記載の粒度は問いません。

①運送の役務の内容及び対価
②運送契約に運送の役務以外の役務（荷役作業、附帯業務等）が含まれる場合には、その内容及び対価
③その他特別に生じる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
④運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所
⑤運賃・料金の支払方法
⑥書面の交付年月日
（★）

Q.港湾地区内での横持ち（港内搬送等）を伴う運送を受託する場合、書面交付義務はどのように適用されるか。実運送事業者が港湾運送事業の許可を有していれば「港湾運送事業法の許可に基づく（運送）事業」にあたり法の対象外となるのか。

A.港湾運送事業者が貨物自動車運送事業を兼営している場合であっても、「当該輸送を港湾運送事業として行っているのか」「一般貨物自動車運送事業として行っているのか」という実態に応じて判断することになります。個別案件について判断に迷う場合には、契約形態や輸送実態を踏まえて地方運輸局へ相談ください。

Q.共同物流や共同配送を実施する場合、委託次数はどのように判断されるのでしょうか。

A.委託次数は、実際の運送契約関係に基づき判断されます。共同物流であっても、一度受託した運送を別の運送事業者へ委託する場合には、委託関係として取り扱われることになります。
なお、具体的な判断は事業スキームによって異なるため、個別案件については地方運輸局等へご相談ください。

Q.物流効率化法では、荷主に対してどの程度まで積載効率向上の取組が求められるのか。自社では車両を保有しておらず、帰り荷の確保等を直接行うことは困難。

A.物流効率化法において、荷主に対して、荷待ち・荷役等時間の短縮及び積載率の向上を図るために、措置を講じる努力義務が課せられております。

　トラック事業者が帰り荷の確保に取り組むことができるように、リードタイムの短い発注を避けることや納期に幅を持たせるなどの荷主としての協力を行うとともに、トラック事業者や寄託先倉庫と協議を行ってください。

Q.納入先で発生する荷待ち時間や荷役等時間について、発荷主にはどこまで把握・改善が求められるのか。

A.発荷主には、納入先で発生する荷待ち・荷役等時間についても、可能な範囲でその状況や改善に向けた取組の実施状況及びその効果を適切に把握することが求められます。

　なお、荷待ち・荷役等時間の把握に当たっては、取引先やトラック事業者に対して協力を求めたり、相談・協議の場を設けたりすることが重要です。

Q.特定荷主の貨物取扱数量の算定において、利用運送事業者を介した貨物も対象になるのか。

A.利用運送事業者を介した貨物も特定荷主の取扱重量の算定対象となります。利用運送事業者を介しトラックを手配する場合、当該運送を委託する荷送人が第一種荷主に該当します。

　また、運送契約は締結しないものの、貨物の受け取り又は引渡しを行う者は第二種荷主に該当します。

　「物流パターンごとの荷主の考え方」を参考にされてください。

※「物流パターンごとの荷主の考え方」：https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001984871.pdf

国土交通省

Q.中長期計画の実現性に不安がある。相談窓口や支援策はあるか。また、各改正法の教育資料（e-ラーニングやパワポ資料）の共有を頂きたい。

A.中長期計画については、提出先の所管省庁にご相談ください。また、国土交通省等では、各制度の説明資料やQ&A等を公表しています。社内教育等にも活用可能ですので、以下の資料をご参照ください。

・物流効率化法について（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn1_000034.html
・物流効率化法理解促進ポータルサイト（説明会資料・アーカイブ動画等）
https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/
・中小受託取引適正化法（取適法）特設ページ（公正取引委員会）
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html
・中小受託取引適正化法テキスト（公正取引委員会）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/toriteki_text_r7.pdf
・取適法や物流特殊指定、優越ＧＬ等についてのリーフレット・ガイドブック等（公正取引委員会）
https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html
・物流特殊指定特設ページ（公正取引委員会）
https://www.jftc.go.jp/buturyutokusyushitei/index.html

Q.ドライバーがフォークリフト荷役や検品のための積替え作業を行う場合、どのような場合に問題となるのか。より具体的な基準やガイドラインはあるか。

A.荷主への是正指導指針（001913224.pdf）では、以下のような行為を「契約にない附帯業務」として例示しています。

【例：検収・検品、横持ち・縦持ち、棚入れ、仕分け、ラベル貼り、はい作業　等】

このため、ドライバーがフォークリフトを用いて荷役を行う場合や、検品のための積替え作業を行う場合であって、その業務が運送契約書面に記載されておらず、対価についても合意されていない場合には、「契約にない附帯業務」に該当する可能性があります。（続く）

Q.ドライバーがフォークリフト荷役や検品のための積替え作業を行う場合、どのような場合に問題となるのか。より具体的な基準やガイドラインはあるか。

A.（続き）一方で、個々の場面において、ドライバーが自らの判断で一時的に作業を行った場合や委託者・受託者双方が当該作業を運送の一部として認識し、その対価を運賃に含めることについて合意している場合には、直ちに問題となるものではありません。
ただし、荷主や着荷主から事実上作業を求めている、ドライバーが実施することが恒常化している、作業を行わなければ荷受けできない運用となっている、当該作業について契約上の整理や対価の合意がないといった場合は、「契約にない附帯業務」に該当し得る場合があります。

Q.物流特殊指定における「取引上の地位が優越している」とはどのような場合か。（★）

Q.改正物流特殊指定における「特定発荷主が運送事業者に当該行為をさせる場合に限る」とはどのような意味か。（★）

- 本日は会場参加の方からのご質問を受付けております。
- ご質問の方は挙手にてお願いします。
- ご発言の前に、ご質問者さまの業種【荷主・元請事業者・運送事業者・その他】をお示しの上、ご質問ください。
- なお、オンライン配信もしておりますので、ご所属とお名前は任意で構いません。

最新のトピック（国土交通省報道発表等）

最近のトピック一覧（オンライン説明会10月期）

国土交通省

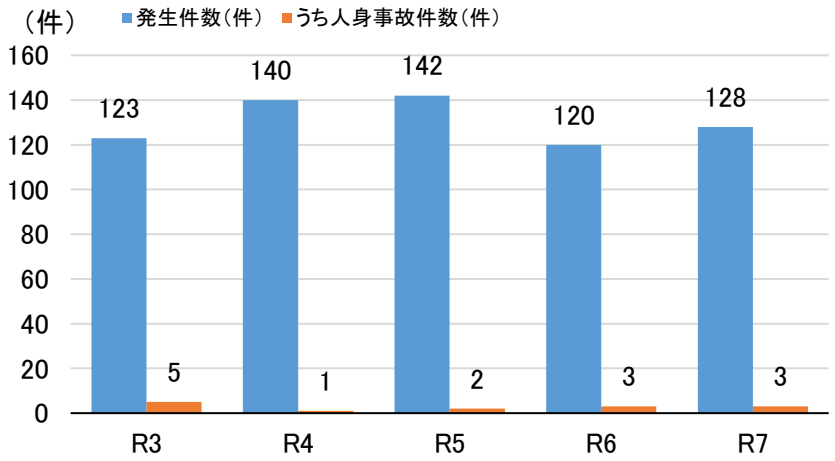
NO	掲示日	トピックのタイトル	URL	コード
1	令和8年10月1日	冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000365.html	
2	令和8年9月14日	「中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援）」の２次公募を実施します！！	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000363.html	
3	令和8年10月8日	デジタコに関する理解向上セミナーを開催します！ ～デジタコの機能と効果について～	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000780.html	
4	令和8年10月1日	物流拠点機能強化支援事業費補助金（非常用電源設備の導入補助事業及び災害時の支援物資輸送体制構 築促進事業）の二次公募開始	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu03_hh_000019.html	
5	令和8年9月25日	中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金（共同輸配送や帰り荷確保等のための物流データ連携促進支援事業）の４次公募開始について	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001042.html	
6	令和8年10月～ 同年11月 （全８回）	トラック・物流Gメン消費者向けアプローチ『あなたの行動が物流を支える』 （全８回：毎週木曜正午アップ予定:国土交通省公式Xアカウント）	https://x.com/MLIT_JAPAN	

No.1　大型車の車輪脱落事故防止対策

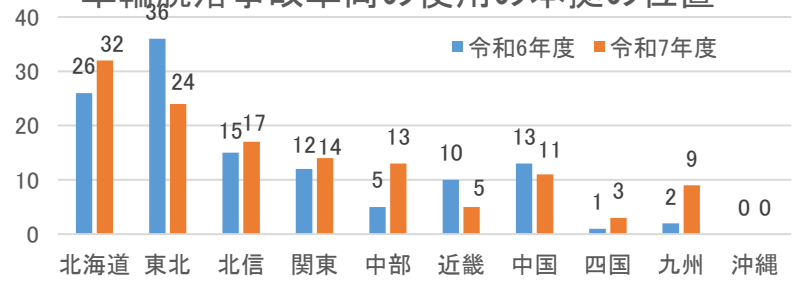
国土交通省

- 大型車の車輪脱落事故について、令和7年度は128件と前年度より8件増加するなど、依然として多数の事故が発生しており、その対策が急務
- 国土交通省においては、大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン等による周知啓発を実施するとともに、車輪脱落予兆検知装置（ハード対策）を先進安全自動車（ASV）補助対象装置に追加

大型車の車輪脱落事故発生状況（年度計）



車輪脱落事故車両の使用の本拠の位置



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン（令和8年10月～令和9年2月）

- 「タイヤの点検整備」ポスター、動画により、適切なタイヤ脱着作業や、冬季におけるタイヤ交換作業平準化の周知・啓発の実施



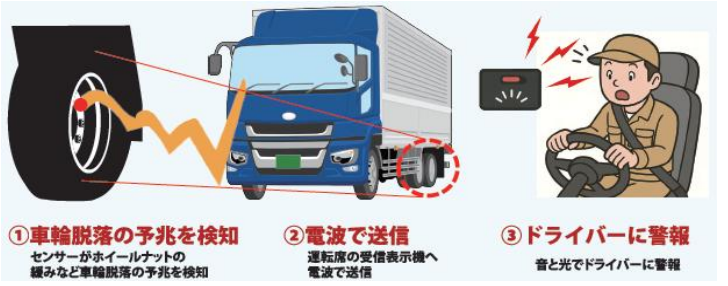
行政処分の導入（令和5年10月）

- 自動車運送事業者に対する車両の使用停止
 （初違反　20日車、再違反　40日車）
- 一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した場合、整備管理者の解任命令

先進安全自動車(ASV)導入補助

- 車輪脱落予兆検知装置（新車搭載タイプ・後付けタイプ）

補助率：1/2以内
上限額：5万円



（出典：日本自動車工業会作成チラシ）

物流効率化等推進事業費補助金

国土交通省　JMAC

No.2

中小物流事業者の労働生産性向上事業

テールゲートリフター等導入等支援 のご案内

本事業は、中小物流事業者の生産性向上を図り、賃上げや人材の確保・育成を促進するため、**車両の効率化設備の導入、業務効率化・経営力強化及び人材確保育成**に資する取組を支援し、持続可能な物流体制の構築を目指すものです。

補助対象者

事業区分＼対象者	中小貨物自動車運送事業者 中小貨物利用運送事業者	荷主・倉庫業者・元請運送事業者	リース事業者	人材育成機関等
車両の効率化設備の導入等	○		○	
業務効率化事業	○	○	○	
経営力強化事業	○		○	
人材確保・育成等事業	○			○

※事業区分のうち対象経費ごとに補助対象事業者を設定しています。
詳細は専用ホームページまたは公募要領をご確認ください。

補助対象事業別補助率

事業区分	対象経費の例	補助率
車両の効率化設備の導入等	テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、2段積みデッキ、ダブル連結トラック	1/4
業務効率化事業	物流連携最適化システム、業務効率化システム	1/2
経営力強化事業	原価管理システムの導入、M&A	1/2
人材確保・育成等事業	求人活動、資格取得、大型免許等の取得等	1/2

※設備・システムごとに補助上限額を設定しています。詳細は専用ホームページまたは公募要領をご確認ください。

具体的な取組イメージ



車両の効率化設備の導入
（荷役作業の省力化、積載効率向上）



業務効率化
（データ連携・可視化）



経営力強化
（経営基盤の強化・事業拡大）



人材確保・育成

事業の要件

【応募要件】
・原則として中小企業者を対象とする
（※業務効率化事業の一部は荷主・倉庫業者・元請運送事業者など広く対象）
・他の国庫補助金との重複受給不可
・令和8年2月7日以降の導入が対象

※各事業区分には個別の応募要件があります。詳細はホームページと公募要領をご確認ください。
※本事業における「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に基づき、資本金3億円以下または従業員数300人以下の事業者を指します。

申請受付期間

令和8年9月28日（月）14時～
同年11月27日（金）17時
必着

導入対象期間

令和8年2月7日から申請日までに導入完了したものが対象

※先着順（予算上限に達し次第終了）

申請方法

申請に当たっての注意点、補助対象要件、申請書類等の詳細は専用ホームページを必ずご確認ください。

専用ホームページURL：https://dlabo.jmac.co.jp/tgl-chushou-r8

専用ホームページ QRコード

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、オンラインでフォームにてご申請ください。



お問い合わせ先

株式会社日本能率協会コンサルティング
テールゲートリフター等導入等支援　事務局
✉ tgl-chushou@jmac.co.jp
☎ 080-9320-3562　☎（予備）080-6979-8962

No.3　デジタコに関する理解向上セミナーを開催します！

国土交通省

国土交通省主催

実際にデジタコに触れて機能を確認できます!

デジタコに関する理解向上セミナー

～デジタコの機能と効果～

※デジタコ：デジタル式運行記録計（デジタルタコグラフ）の略

日時　令和8年 **11月5日**（木）
13:00～16:00（受付開始 12:30～）
入退場自由

会場　TKP田町カンファレンスセンター ホール2A
東京都港区芝5-29-14 田町日工ビル 2階

内容

1. デジタコ装着の意義と最新の政策動向
2. デジタコとは?紹介動画上映
 デジタコの機能や活用方法についてご紹介します。
3. デジタコ装着による業務・経営効率化事例の紹介
 デジタコの活用による業務効率化の事例や、活用可能な補助金・助成金について説明します。
4. デジタコメーカーのブース観覧・個別相談受付（自由）
 デジタコメーカー各社が出展。
 実際の機器についてご確認いただけます。
 （（一社）日本タコグラフ製造事業者工業会会員事業者から複数社出展予定）

※現時点での予定となり、変更となる可能性がございます。

会場周辺図



デジタコで何ができるの？どうやって操作するの？

デジタコ導入のメリットは？

活用可能な補助金・助成金は？個別相談が可能なブースを設置!

参加費無料!



参加申込

- 申込期間：開催日まで（事前の申し込みが必要です）
 ※定員になり次第、締め切らせていただきます。
- 申込方法：下記サイトに、必要事項を記入して送信をお願いします。
 参加費は無料です。
- 申込サイト：https://select-type.com/ev/?ev=3KizHg9H5tA

注1：発熱や風邪の症状など、体調の優れない方は参加をご遠慮ください。
注2：会場内での飲食および喫煙については、会場の規則に従ってください。
注3：できるだけ公共交通機関をご利用ください。
注4：説明会参加中は、携帯電話やスマートフォンをマナーモードに設定してください。
注5：個人情報は、説明会運営の管理以外の目的には使用いたしません。

問い合わせ先
説明会事務局：デジタコに関する理解向上セミナー事務局
mlit_digitacho@event-rangers.jp

国土交通省



No.4（プレスリリース）物流拠点機能強化支援事業費補助金の二次公募

国土交通省

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和８年１０月１日
物流・自動車局
物流政策課
貨物流通事業課貨物流通経営戦略室

物流拠点機能強化支援事業費補助金（非常用電源設備の導入補助事業及び災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）の二次公募開始

物流施設における非常用電源設備の導入支援及び官民が連携して行う支援物資輸送訓練を通じ、災害時のサプライチェーンの確保や災害時のラストマイルにおける円滑な支援物資輸送体制構築促進の構築・強化を促すため、「災害時の支援物資輸送体制構築促進事業」（補助事業）の二次公募を開始します。

1. 事業概要

(1) 補助対象事業

災害時のサプライチェーンの確保と災害対応能力強化のために、営業倉庫やトラックターミナル等の物流施設に非常用電源設備の導入を行う事業や、ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送体制の構築・強化を促すために地方公共団体と物流事業者等の官民が連携して行う支援物資輸送訓練に要する経費の一部を補助

(2) 補助対象事業者

地方公共団体と物流事業者等で構成する協議会等

(3) 補助対象経費（補助率）

＜非常用電源設備の導入補助事業＞

非常用電源設備の導入費（設計・工事費を含む）（1/2 以内・上限 1,500 万円）

＜災害時の支援物資輸送体制構築促進事業＞

訓練の実施に必要な企画制作費、旅費・交通費、物流専門家等の外部有識者に対する諸謝金、資機材等の借上げに係る経費　等（1/2 以内・上限 500 万円）

2. 公募要領・応募様式等

公募の詳細や申請様式等については、専用 Web サイト（下記 URL）に掲載の公募要領等をご確認ください。

専用 Web サイト：https://www.nttdata-strategy.com/lp/resilience_logistic/

3. スケジュール

公募期間：令和８年 10 月１日（木）～11 月 30 日（月）まで（必着）

※補助対象事業者への交付決定は申請後１ヶ月以内を予定

事業期間：交付決定の日～令和９年２月 10 日（水）

＜本申請・手続き等に関する問合せ＞
物流拠点機能強化支援事業費補助金事務局
URL：https://www.nttdata-strategy.com/lp/resilience_logistic/

＜本制度に関する問合せ＞
国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課貨物流通経営戦略室　松田、仲井
（非常用電源設備の導入補助事業に関すること）
TEL：03-5253-8111（内線 41-345、41-314）、03-5253-8297（直通）

国土交通省 物流・自動車局 物流政策課　山口、中村
（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業に関すること）
TEL：03-5253-8111（内線 41-823、41-824）、03-5253-8801（直通）

別紙

中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金
（共同輸配送や帰り荷確保等のための物流データ連携促進支援事業）

JMAC
国土交通省

物流データ標準化 による効率化を検討されている 荷主企業・物流事業者等 から成る協議会の方々へ

補助対象者

複数の荷主企業等から構成される協議会

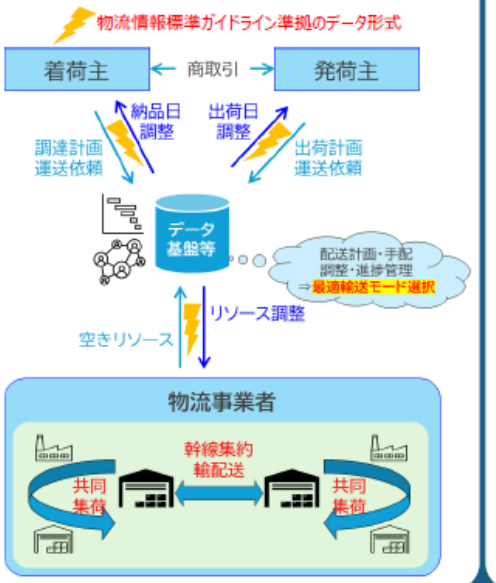
<協議会の構成>
- 荷主企業**2社以上（必須）**
- 物流事業者（貨物運送事業者、倉庫業者等）
- その他物流に係る関係者（物流システム事業者等）

補助対象となる事業

当該協議会において「物流情報標準ガイドライン」を活用したデータ連携を行うことで、共同輸配送、帰り荷確保、保管・輸送経路の最適化等の物流効率化に取り組む実証事業

※ 補助対象経費については、２ページ目に記載のとおり

取組イメージ例



補助率

補助対象経費の

1/2

以内で交付（上限あり）

1協議会あたりの補助金上限額は4千万円となります。
※予算規模1億円

申請受付期間

【4次公募】
令和8年 9月25日（金）14時～
同年 10月23日（金）17時 必着

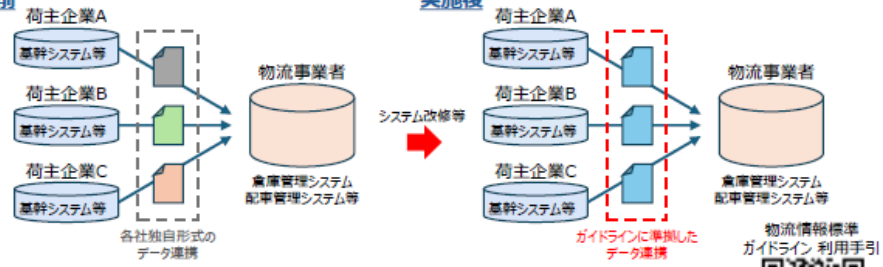
事業実施期間

交付決定日から
令和９年2月19日(金)まで

事業の要件

物流情報標準ガイドラインへの準拠

例



「物流情報標準ガイドライン」とは、広範囲でのデータ連携などによる物流の効率化・生産性向上のために必要なデータ項目の標準形式等が定められたものです。準拠の具体的内容については公募要領をご覧ください。また、準拠に際して「物流情報標準ガイドライン 利用手引」もご参照ください。

物流情報標準ガイドライン 利用手引

補助対象経費

- 物流情報標準ガイドラインに準拠した各種システムの導入・改修、クラウドサービスの利用等にかかる費用
- その他、共同物流の実施に際して要する費用のうち事務局が認めた費用
 （例：共同物流運賃、共同倉庫利用料 等）

※上記に関連する費用でも、内容によって対象とならない場合がございます。詳細は公募要領をご確認ください。

申請に当たっての注意点、補助対象要件、申請書類等の詳細は専用ホームページを必ずご確認ください。

専用ホームページURL ： https://meet.jmac.co.jp/datarenkei-r8

専用ホームページQRコード

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。



お問い合わせ先

株式会社日本能率協会コンサルティング
物流データ連携促進支援事務局
✉ datarenkei-jigyo2026@jmac.co.jp

No.6 トラック・物流Gメン消費者向けアプローチ『あなたの行動が物流を支える』

国土交通省

【あなたの行動が物流を支える｜第1回】

スーパーやドラッグストアなどに並ぶ日用品。私たちは、必要な商品がいつでも店頭にあること
し、商品は突然売場に現れるわけではありません。

商品は工場でつくられ、箱詰めされた後、倉庫や物流センターへ運ばれます。そこでは、行き
われ、必要な数量がトラックへ積み込まれます。そして店舗へ運ばれた商品は、搬入口やバ
びます。

この一連の流れには、工場で働く人、倉庫で商品を管理・仕分けする人、フォークリフトや台
商品を受け入れ、品出しをする人など、多くの人が関わっています。工場、倉庫、トラック、店
要な場所へ安定して届けることは難しくなります。

物流は、私たちからは見えにくいところで、毎日の買い物と暮らしを支えています。いつも手に
経て、どれだけの人の手によって運ばれてきたのか。普段の買い物をきっかけに、商品の裏側

例えば、店舗ごとに必要な商品の種類や数量は異なります。物流センターでは、限られた時
や破損を防ぎながら出荷する必要があります。トラックの運転者は、道路状況や店舗の受入
商品を確認して売場へつなぎます。消費者が商品を選べる状態になるまで、各工程が連携

また、物流を安定して維持するためには、運ぶ人や車両だけでなく、商品を一時的に保管す
仕組みも欠かせません。店舗の棚の向こう側には、こうした多くの仕事が積み重なっています

※本画像の内容は、生成AIにより作成・加工されています。

#あなたが支える物流



【あなたの行動が物流を支える｜第2回】

ネット通販などで見かける「送料無料」。

私たちは、欲しい商品をスマートフォンやパソコンから簡単に注文し、自宅などで受け取ることができます。こうした便利なサービスは、今や私たちの暮らしに欠かせないものとなっています。

一方で、「送料無料」と表示されていても、商品を運ぶための費用そのものがなくなるわけではありません。

商品は工場でつくられ、物流施設で保管・仕分けされ、トラックで運ばれた後、私たちの手元へ届けられます。その過程では、物流施設の運営費、燃料費、車両の維持管理費、人件費など、さまざまなコストが発生しています。

また、配送サービスには「より早く届けてほしい」「より便利に利用したい」といったニーズがあります。一方で、こうしたサービスを支える物流の現場では、燃料費や人件費の上昇への対応に加え、限られた時間の中で多くの荷物を届けることが求められています。

ときには、配送に必要なコストを十分に確保できないままサービスが提供され、その負担を物流事業者等が吸収しているケースもあります。それでも多くの物流関係者が、私たちの暮らしや経済活動を支えるため、日々安全で確実な輸送を続けています。

私たちは普段、商品を注文してから受け取るまでの流れを意識する機会はあまり多くありません。しかし、商品が届くまでには、多くの人の仕事や設備、そしてさまざまなコストが支えています。

物流は、食料品や日用品、医薬品など、暮らしに必要なモノを必要な場所へ届ける社会を支える重要な仕組みです。便利な配送サービスの背景には、多くの人の努力と支えがあることを知ることも、物流への理解を深めるきっかけになります。

また、私たちが当たり前のように利用している配送サービスも、多くの関係者の努力によって成り立っています。物流が持続的に機能してはじめて、必要なモノを必要な場所へ届けることができます。

「送料無料」という言葉の向こう側には、商品を運ぶための多くの仕事やコストがあります。そして、その一部は物流事業者等の努力によって支えられています。私たちの毎日の便利な暮らしが、どのように支えられているのか。その価値について、少し考えてみませんか。

※本画像の内容は、生成AIにより作成・加工されています。

#あなたが支える物流
#トラック・物流Gメン



閉会のご案内

最後にお知らせ

国土交通省

【事後アンケートへのご協力のお願い】所要時間：3分～

Zoom退室時に表示される、簡単なアンケートにご協力ください。

次回以降に視聴したい内容や、法制度に関する質問を投稿することも可能です。
メールアドレスをご登録いただくと、次回の開催情報をお届けいたします。

こちらからもアクセス可能です。

【目安箱のご紹介】

国土交通省では、「トラック・物流Gメン」が、悪質な荷主・元請事業者等の是正指導を行っています。
荷主・元請事業者等による違反原因行為にお困りの場合や荷主等の無許可経営等原因行為の情報がございましたら、目安箱へお寄せください。

自動車：荷主等の違反原因行為・無許可経営等原因行為の通報窓口について － 国土交通省

本オンライン説明会は毎月1回開催しています。

次回は **北陸信越運輸局** が **11/18(水)** に開催します。

次回も是非ご参加ください。ご清聴ありがとうございました。